同意等額とみなす。

［17・18　略］

19　高料金対策上水道資本費は、次の⑴及び⑵の規定のすべてに該当する上水道事業（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。）について総務大臣が調査した前々年度の三月三十一日現在の当該上水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額とする。

⑴　総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額が一四八円以上であること。

⑵　総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量一立方メートル当たりの給水原価が二四五円以上であること。

［20～24　略］

25　平成十二年度から平成二十九年度までの各年度分の市町村上水道一般会計出資債同意等額は、国庫の補助金を受けて施行する上水道施設整備等事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため平成十二年度から平成二十九年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

［26　略］

27　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア、算式イ、算式ウ及び算式エにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

同意等額とみなす。

［17・18　同上］

19　高料金対策上水道資本費は、次の⑴及び⑵の規定のすべてに該当する上水道事業（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。）について総務大臣が調査した前々年度の三月三十一日現在の当該上水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額とする。

⑴　総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額が一四四円以上であること。

⑵　総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量一立方メートル当たりの給水原価が二五一円以上であること。

［20～24　同上］

25　平成十二年度から平成二十八年度までの各年度分の市町村上水道一般会計出資債同意等額は、国庫の補助金を受けて施行する上水道施設整備等事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため平成十二年度から平成二十八年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

［26　同上］

27　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア、算式イ、算式ウ及び算式エにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。